



幹本申
7号

「新幹線部門における社員の工事立会等の充実について」 に関する申し入れを行う!

2010年の「設備・電気部門におけるメンテナンス体制の改善」によって、保線部門においては検査装置による分岐器の検査や工事立会を通じて、技術力の維持と向上を図ってきました。

新幹線部門においても、各職場ごとに工夫して実施してきました。今回、様々な工事立会の機会を増やすこと、それと同時に検査装置を使用した分岐器の検査については、これまでの、職場あたり3台程度指定するとしていた数量を変更するという提起を会社から受けました。

分岐器の検査や工事立会は、実設備の保守や施工実態の経験を積む数少ない貴重な機会であり、今後もその重要性は変わらないと考えます。

新幹線の安全確保と技術継承ができる体制を確立するために議論していきます!

〈申し入れ項目〉

1. 今回の変更によって、新幹線保線部門の技術力の維持・向上をどのように実現するのか明らかにすること。
2. 工事立会については、各職場における育成の課題と目標に即した内容とすること。
3. 検査装置を用いた直轄の分岐器検査は、技術力維持・向上ために引き続き実施すること。

